

議 事 録			
会合名	津軽広域水道企業団西北事業部 水道料金検討審議会(第5回)	月 日	2017年12月18日(月)
		時 刻	9:30～11:00
		場 所	つがる市「松の館」2階視聴覚室
出席者	■審議会委員 12名 ■津軽広域水道企業団 [西北事業部] 6名		
議 事 内 容			
【配布資料】 ■西北事業部 <ul style="list-style-type: none"> 第5回津軽広域水道企業団西北事業部水道料金検討審議会 次第 資料① 持続的な水道事業経営に向けた収益確保策の検討 資料② 将来の財政推計表 			
【議事内容】 1 持続的な水道事業経営に向けた収益確保策について <ul style="list-style-type: none"> 資料①・②に基づき、持続的な水道事業経営に向けた収益確保策について説明(事務局) 5.7%改定の場合、月20m³使用時のモデル水道料金が310円増加するという説明を受け、その程度の値上げであれば妥当ではないかと感じた。(委員) →国からの交付税措置相当分を厳密に把握するのは難しいため、市からどの程度の補助金が繰り出されるのかは明確でないほか、年度をまたいで交付される場合などもある。こうしたことから、費用は不確実性のある補助金に頼るのではなく、料金収入でまかなうのが前提であると考えている。よって、高料金対策補助金の交付を受けながら次世代の負担を減らしつつも、既に高い水準である西北事業部の水道料金水準も鑑みて、次期の改定率をできるかぎり抑えたい。(事務局) 10年後にはひとり暮らしの方や空き家の数がさらに増え、子どもの数は減っていくため、一般家庭における使用水量は少なくなっていく。こうした状況を踏まえれば、水道料金の値上げは避けられないのではないか。(委員) →つがる市の人口減少は年1.7%の割合で進んでおり、示した給水収益の推移は人口減少と並行した現象である。また、新築される家は節水機能を備えている傾向がある。(事務局) 4.5%改定とした上で、数年後に見直しをすることも可能か。水道利用者の立場からすれば、一度に値上げするよりも、はじめ4.5%改定とし、その後5.7%改定に移行するという段階を踏んだ方が良いと感じる。(委員) →可能である。5年間で計画しており、3年目に次期財政計画をつくる際に見直しすることができる。(事務局) 			

- 下水道の料金改定審議会においても経営環境の厳しさから使用料金の値上げすることとなったが、一人暮らしの高齢者の料金負担を軽減するための検討が進められている。この点は、水道料金についてはどのように考えているか。(委員)
→第5回審議会ではトータルの所要改定率を議論し、料金体系については第6回以降の審議会でも議論できるよう、資料を準備したい。(事務局)
- 資料によると、平成28年度は約6億円弱の補助金が交付されているが、平成33年度以降の補助金は約4億円強となる。この補助金の減少分はどのように補てんするのか。また、補助金により現状よりも市の負担が減るのであれば、市からもう少し多めに出してもらえないのか。(委員)
→現在の補助金の中では、送水管工事に係る特定広域化整備事業の額が大半を占めており、平成33年には受水に係る工事も終了し、この分が不要になる。(事務局)
- 高料金対策補助金については、今後も減価償却費が高止まりし、平成33年度以降も交付基準に該当すると予想しているということか。(委員)
→老朽管の更新は今後も続くため、減価償却費がすぐに低くなるとは考えていない。ただ、該当する事業体の増加等に伴い、国の交付基準が変化するおそれはある。(事務局)
- 資料10ページについて、これは5年間分を合計した数字か。また、維持管理費等と控除項目とは、それぞれどのような費目が含まれているのか。受水費は控除項目ではないのか。(委員)
→改定率は、年ごとの変動を均して考えるため、5年間分の合計数値で算出している。維持管理費には、減価償却費のほか、人件費や薬品費など、水をつくるための費用が全て含まれる。控除項目は長期前受金戻入や市町村からの補助金が含まれているが、受水費は控除項目ではない。(事務局)
- 資本報酬率について、0.0%のパターンは原価の足りない部分を値上げし、0.1%のパターンは原価に加えて人口減少を見込んだ若干のバッファとしての余剰を設けたという理解で良いか。消費税が増税されれば、設備更新費等を含む資本費は想定より増加するが、資本報酬率は最大で0.1%という想定で問題はないのか。(委員)
→資本報酬率については、ご指摘の通りの考え方である。消費税増税等への対応については、次回以降の料金改定で段階的に対応していければと考えている。(事務局)
- 資料①15ページについて、1年間の利益に対する負債(企業債残高)の割合を指標とするのが一般的ではないか。そうすることにより、借金を何年かけて返済できるかおおよその見通しを持つことができ、資料の数値を基に計算すると、返済に長期間かかるように思われる。(委員)
→借金を避けるため、更新すべき設備を更新せず、料金改定もできないため、施設の老朽化に悩んでいる水道事業体は多くみられている。(事務局)
- 審議会として、どの改定パターンにするか決めるには、委員1人ずつ意見を述べてもらうのが良いのではないか。(会長)
→異議なし(出席委員一同)
- 料金改定はやむを得ず、将来のことを考えると5.7%改定が良いと考える。(委員)
- これまでの議論の過程からも、受益者負担という視点から料金改定は致し方なく、下水

道のように料金負担のメリハリを付けることを考えて欲しい。(委員)

- 人口減少が進む状況を考えれば、料金改定を進める方向が良いと考える。(委員)
 - 先ほど申し上げたように、はじめ 4.5%改定とし、その後 5.7%改定に移行するのが良いと考える。(委員)
 - 次世代への負担を考えると、5.7%改定が良いと考える。(委員)
 - 資本報酬率の設定をなぜ 0.1%にしているのか、説明がわかりづらい。企業債残高の今後の推移や、類似の経営状況にある地公体における方策等について示した上で検討するべきではないか。(委員)
 - 今回示された財政推計は机上での予想であり、経営に必要な経費が物価変動等に左右されることを考えると、5.7%改定としておいた方が良いと考える。(委員)
 - 5.7%改定が良いと考える。ただし、例えば浴場事業者にとって 5.7%改定というのは、料金負担が大きく増加することになる。そういった点に配慮した料金体系を検討して欲しい。(委員)
 - これまでの会議での説明がわかりづらいところがあり、10年後に地域がどのように変化しているのかという見通しをはっきりと提示した上で、改定率を決める議論をした方が良かったのではないかと感じる。資金の総額から改定率を決めるのではなく、地域の実態を見ながら改定率を設定すべきである。こうした前提のもと、次世代への負担も考えると、5.7%改定が良いと考える。(委員)
 - 市民の立場からすると水道料金は安い方が望ましいが、次世代の負担を考えると料金改定が必要となる。5.7%改定で仕方ないと思うが、はじめ 4.5%改定として、その後 5.7%改定に移行する方が市民への負担は少ないのではないかと感じる。(委員)
 - 審議会での浄水場見学も経て、水の重要性を改めて感じた。5.7%改定で 310 円の値上げというのは、許容範囲であると感じる。ただし、浴場事業者のような大口需要家や、ひとり暮らしの生活弱者などについて配慮した料金体系の検討が必要である。(委員)
- 前回の料金改定は、21年前の平成 8 年であり、その際は審議会を開催していない。弘前市のように経営審議会を常設にするまでもなくても、西北事業部においてはその都度市民からの意見を聴く機会をつくっていきたいと考えている。(事務局)
- 当審議会は、住民の代表による検討を経て、水道料金の値上げをするというものであり、良い前例をつくることのできるか試されている。委員の中では 5.7%改定との意見が多かった。また、生活弱者への配慮等の必要も指摘されていた。(会長)
 - 当審議会としては「5.7%の料金改定をし、高料金対策補助金を活用する」ということでよろしいか。(会長)
- 異議なし(出席委員一同)

以上